

保育士をめざす学生さんへ

就職活動のための貸付金のご案内

この事業は、保育士資格を取得し保育士としての就職活動を行う学生に対して、保育士としての就職活動（就職に必要な費用、インターンや保育士等就職説明会への参加のための宿泊・交通費等）のための費用を貸付することにより、保育人材の確保を図ることを目的とします。

◆貸付額 20万円以内（一人当たり一回限り）

養成施設を卒業後、保育士登録を行い、高知県内の保育所等において、保育士として継続して5年間従事した場合は、貸付金の返還免除申請ができます。（注1）（注2）

制度の詳細については、「保育士修学資金の貸付け等について」（令和7年3月31日付けこ成基第37号こども家庭庁長官通知）及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」（令和7年3月31日付けこ成基第38号こども家庭庁成育局長通知）の定めによります。

（注1）「保育所等」とは、児童福祉法第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する「認定こども園」等の施設

（注2）過疎地域等（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域等）において従事した場合は3年間

◆貸付対象者

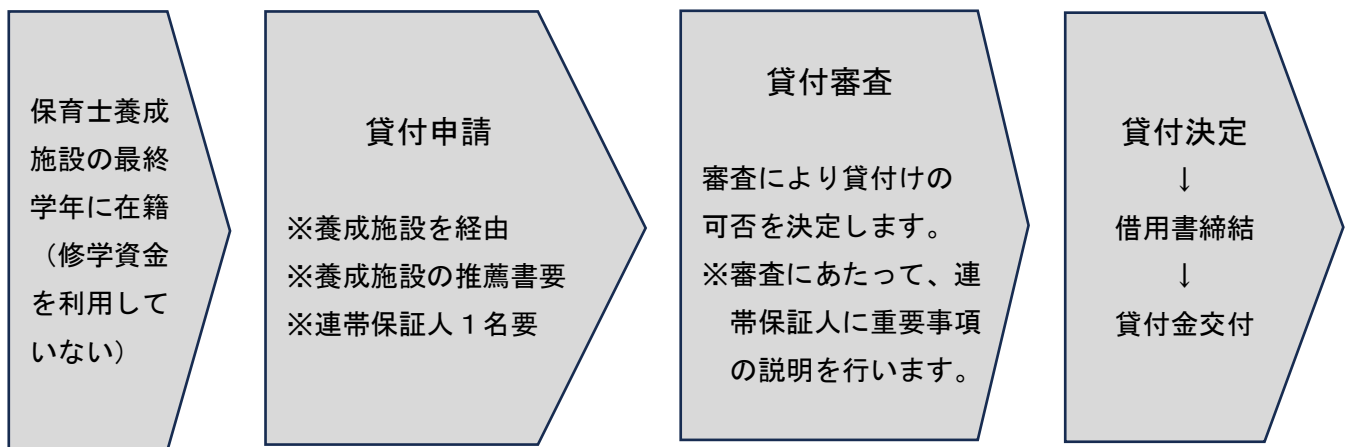
- 1 児童福祉法第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設の最終学年に在籍する者で、保育士修学資金の貸付を受けていない者
- 2 原則として高知県内に住民登録をしている者であって、卒業後、高知県内の保育所等に従事する者。ただし、高知県外の養成施設に修学する場合であっても、卒業後、高知県内における保育所等において従事する場合は対象とする。
- 3 成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる者

◆貸付けに関するお問い合わせ先

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉資金課
〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1（TEL 088-844-4600）
<https://www.kochiken-shakyo.or.jp/>

◆申請方法などについて

1. 貸付の申請手続き



2. 貸付申請書類

- ☐ ①貸付申請書
- ☐ ②身上調書
- ☐ ③生計を一にする世帯全員の住民票
- ☐ ④生計を一にする世帯全員の所得証明書（課税標準額及び市町村民税調整控除額の記載要）
- ☐ ⑤連帯保証人の住民票
- ☐ ⑥連帯保証人の所得証明書
- ☐ ⑦養成施設からの推薦状
- ☐ ⑧個人情報取扱業務概要説明書（同意書） ※借入申請者、連帯保証人それぞれ提出必要
- ☐ ⑨その他必要と認められる書類（借入申請額の根拠となる見積書等）

3. その他の留意事項

- 連帯保証人が1名必要です。連帯保証人は、原則として、高知県内に居住し、貸付申請者と生計を異とする者で、月額13万円以上の所得がある方である必要があります。
- 本資金は貸付金であり、原則、返還が必要です。ただし、就労した日から継続して5年間、高知県内の保育所などの対象となる事業所で児童の保護等に従事した場合は、返還免除申請ができます。
- 返還免除申請するまでの間、高知県内の対象となる事業所で児童の保護等に従事している場合等は、返還の猶予が可能です。（猶予申請手続きが必要です）
- 対象業務に従事中は、年1回以上、事業所の証明を受けた業務従事届の提出が必要です。
- 業務外の事由により死亡または心身を故障した場合や、高知県内で児童の保護等の業務に従事する意思がなくなり、業務に従事しなくなった場合等は、貸付金を返還しなければなりません。また、借受人が何らかの理由により返還しない場合は、連帯保証人に請求させていただきます。